



高齢者をさりげなく見守る

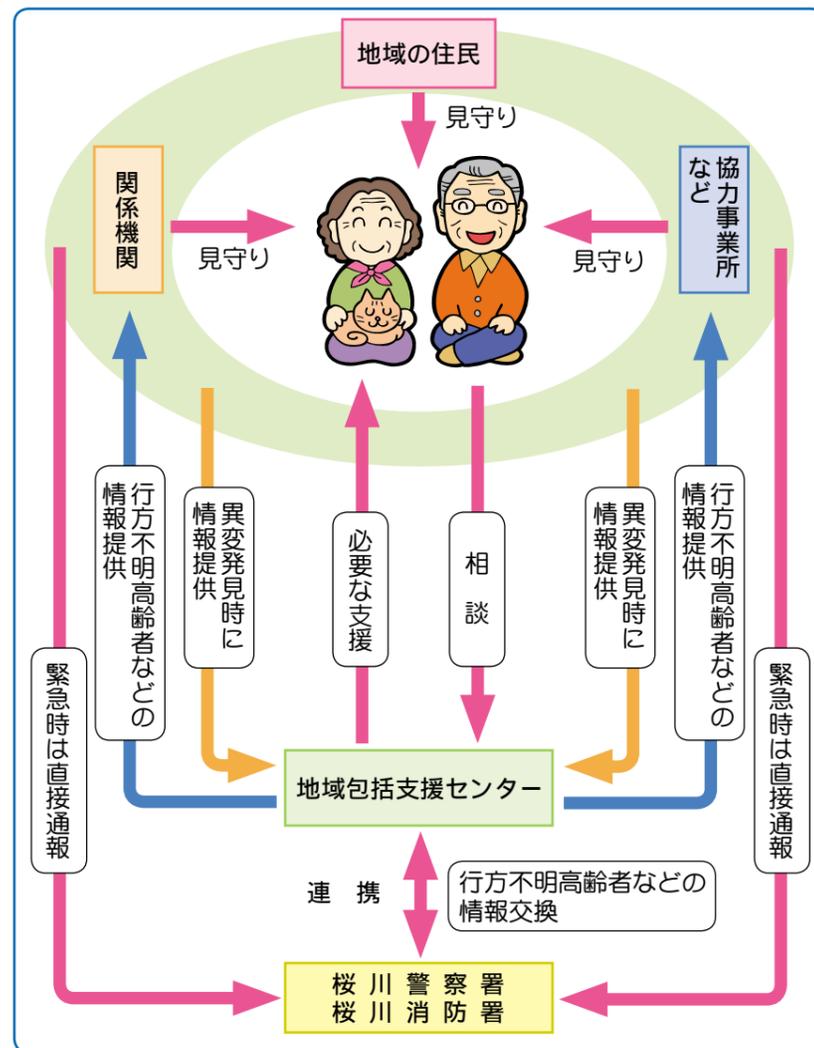
市内外の52事業所と9つの関係機関が協力した「桜川市高齢者見守りネットワーク事業」がスタート

－高齢者見守りネットワーク事業協定調印式－

10月24日、大和ふれあいセンターで高齢者を“さりげなく見守る”桜川市高齢者見守りネットワーク事業の協定調印式が行われました。

調印式には、この事業の趣旨に賛同していただいた、地域と密着した市内外の52事業所と9つの関係機関が出席しました（写真左）。協力事業所を代表して、真壁医師会桜川支部の延島茂人支部長と中田市長との間で協定書に調印が行われました（写真右）。

高齢者見守りネットワーク事業の流れ



協力事業所	事業所数
真壁医師会桜川支部	1
桜川市商工会	1
シルバー人材センター	1
ボランティア連絡会	1
郵便事業所	3
金融機関	12
新聞販売店	8
牛乳販売店	6
ヤクルト販売店	2
ガス販売事業所	14
生活協同組合	2
電気事業所	1
計	52

関係機関
桜川警察署
桜川消防署
桜川市区長会連合会
桜川市民生委員児童委員連合協議会
桜川市高齢者クラブ連合会
桜川市社会福祉協議会
岩瀬地区在宅介護支援センター
大和地区在宅介護支援センター
真壁地区在宅介護支援センター

見守りの対象者

市内に在住する65歳以上の高齢者です。

見守り事業の実施方法

この見守り事業は、高齢者が住

高齢者見守りネットワークの必要性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るためには、身近な地域の人々との交流や日常の安否確認を通して、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行っていく必要があることから、地域の関係機関や関係事業所などの協力を得て、高齢者の見守りネットワークづくりを始めました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように

全国的に少子高齢化に伴う諸問題が生じている中、桜川市でも1人暮らしの高齢者の孤立化・孤独死が問題となってきました。このような状況に対応するため、市では茨城県内初の高齢者見守りネットワーク事業に着手し、高齢者の安否確認や、いざというときの確かな対応がとれる体制づくりを進めました。

んでいる地域の住民や、関係機関・協力事業所の日頃からの活動や仕事のおかげで、個人のプライバシーに配慮しながら、高齢者をさりげなく見守ることにより、高齢者の異変（下記例）に気付いた時に、地域包括支援センターに連絡をお願いするものです。

普段の生活で、「おはようございます」「こんにちは」などのあいさつから、閉じこもりがちの高齢者に、行事などへのお誘いの声掛けや、買物に出掛ける時・洗濯物を干しに出た時・子供の送り迎えの時などに高齢者ご本人や家の様子を気にかけてみてください。その時、「あれ？いつもとちよつと違うな」と思うことが、この見守り事業の実施方法です。

異変の具体例

- ① 郵便受けに新聞や郵便物がたまっていない。
- ② 家の明かりがついたまま、または消えたままの状態が続いている。
- ③ 晴れているのに数日間、雨戸が閉まったままになっている。
- ④ 同じ洗濯物が何日も干したままになっているなど。

問合先／介護長寿課 高齢福祉グループ・地域包括支援センター
 ☎0296-7513158直通、5815111・7513111 代表